

2026 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 松 木 大 輔
(コード番号：7074 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 石 村 元 希
(Tel. 03-6863-0140)

親会社からの資金の借入に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 27 日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社トゥエンティーフォーセブン（以下、「247 社」といいます。）が、下記のとおり当社の親会社である NOVA ホールディングス株式会社（以下、「NOVA 社」といいます。）との間で、資金の借入（以下、「本取引」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資金借入の経緯及び理由

当社グループの中期経営計画（2026 年 11 月期～2028 年 11 月期）において、主力の店舗形態として位置付けております「24/7SPORTS CLUB」の出店資金の確保を目的に本取引を行うものであります。「24/7SPORTS CLUB」は、パーソナルトレーニング業態「24/7Workout」、パーソナルピラティス業態「24/7Pilates」に加え、運動初心者でも気軽に通い、楽しむことのできる新業態「24/7FiT」の 3 業態が集約していることから、従来の主力店舗「24/7Workout」と比較して必然的に規模が大きくなります。また、2026 年 7 月 15 日付に公表いたしました「連結子会社による固定資産の取得に関するお知らせ」に記載のとおり、特に「24/7SPORTS CLUB」のニーズが高い地方都市においては、固定資産（土地、建物及び構築物等）を取得し、フリースタANDING形式で出店しており、係る出店資金が多額となることから、当社グループの財政状況等を総合的に勘案したうえで、当社と NOVA 社等との間で 2024 年 4 月 15 日付にて締結した資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）における財政支援方針に基づき決定したものであります。

2. 借入の内容

（1）借入先	NOVA ホールディングス株式会社
（2）借入金額	276 百万円（475 百万円を限度額とする限度貸付契約）
（3）借入利率	変動金利（みずほ銀行の基準金利+0.8%）
（4）契約締結日	2026 年 7 月 28 日（予定）
（5）コミットメント期間	2026 年 7 月 31 日～2027 年 3 月 31 日（予定）
（6）初回借入実行日	2026 年 7 月 31 日（予定）
（7）返済方式	元金均等返済
（8）返済期間	2027 年 4 月～2032 年 3 月（60 ヶ月）
（9）担保等の有無	無 ※
（10）遅延損害金	年 14.6%

※当社グループの財政状況等に鑑み、金融機関から 247 社への直接融資は難易度が高いことから、本資本業務提携契約の財政支援方針に基づき、株式会社みずほ銀行（貸付人）と NOVA 社（借入人）の間で 475 百

万円を限度額とする限度貸付契約（以下、「みずほ NOVA 社契約」といいます。）を締結したうえで、本取引を実施する予定です。なお、みずほ NOVA 社契約において 247 社は、NOVA 社の代表取締役社長であり、当社・247 社の代表取締役会長である稲吉正樹及び NOVA 社の子会社 7 社とともに連帯保証人となる予定です。また、247 社が保有する（または保有予定である）「24/7SPORTS CLUB」4 店舗（水戸店、加須店、前橋店、蒲郡店）の固定資産（土地、建物及び構築物等）に対し、みずほ銀行を根抵当権者とする根抵当権を設定する予定です。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、NOVA 社が当社の親会社であり、支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当いたします。

（１）「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況

当社は、2026 年 2 月 27 日に更新・開示したコーポレート・ガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を下記のとおり定めており、当該取引は、当該方針に則って決定されております。

記

「当社グループと支配株主との取引につきましては、取引金額の多寡にかかわらず、全ての取引について取引が当社グループの経営上合理的なものであるか、取引条件が他の外部取引と比較して適正であるかに留意し、当社取締役会にて審議のうえ意思決定を行うこととしております。また、特に重要な取引については、取引の合理性及び契約内容の公正性等について支配株主との間に利害関係を有しない者による意見を入手し慎重に審議する方針です。」

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、借入利率は、本資本業務提携契約における財政支援方針に基づき、みずほ NOVA 社契約と同率で NOVA 社と合意しており、当該利率は日本円 TIBOR 等の市場金利や、一般的な取引条件等を総合的に勘案した際において妥当な水準であることを確認のうえで決定しております。返済期間についても、短いものとし、みずほ NOVA 社契約と同期間で NOVA 社と合意しております。

また、利益相反を回避するため、NOVA 社の取締役を兼務する当社代表取締役会長稲吉正樹及び当社代表取締役社長松本大輔並びに当社取締役副社長笹井由佳の 3 名は、本取引に係る取締役会の決議に参加せず、かつ、決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

加えて、下記（３）に記載のとおり、当社及び NOVA 社から独立した社外取締役・監査役より本取引に関する意見を 2026 年 7 月 27 日に取得しております。

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

2026 年 7 月 27 日に、支配株主との間に利害関係を有しない独立社外役員（社外取締役橋本玄、社外取締役中野信治、社外監査役山田暁彦、社外監査役吉原慎一、及び社外監査役鶴森美和の 5 名）より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見をj得ております。

- ①当社グループの中期経営計画達成に向け「24/7SPORTS CLUB」を積極出店するための資金を本資本業務提携契約の財政支援方針に基づき調達することの必要性に不合理な点はないと考えられ

ること。

②本取引において、借入利率はみずほ NOVA 社契約と同率であり、また借入期間もみずほ NOVA 社契約と同期間であることから、金融機関等の第三者取引と同等かつ妥当な条件であると考えられること。

③公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を図っていること。

4. 業績に与える影響

本取引による当期・2026 年 11 月期の業績への影響については、軽微であると見込んでおります。来期・2027 年 11 月期以降の業績に与える影響につきましては、精査したうえで、適時適切に開示してまいります。

以上